

# 寒河江市ごみ処理基本計画

山形県寒河江市

2024年3月



## 目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の背景と目的	2
2	計画の対象	2
3	計画の期間	3
4	計画の位置付け	3
第2章	地域の概要	4
1	位置・地勢	5
2	人口・世帯数	5
3	産業	6
第3章	ごみ処理の現状と課題	7
1	ごみ処理の現状	8
2	ごみ処理の課題	14
第4章	計画の目標	15
1	基本目標	16
2	目標値	16
第5章	施策の展開	17
1	ごみ減量化とリサイクルの推進	18
2	廃棄物適正処理の推進	22
第6章	進行管理	26
1	計画の推進体制	26
2	進行管理体制	26

## ◎コラム

○ 3R	19	○ プラスチック問題	23
○ 食品ロス	20	○ 寒河江地区クリーンセンター	24

## 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

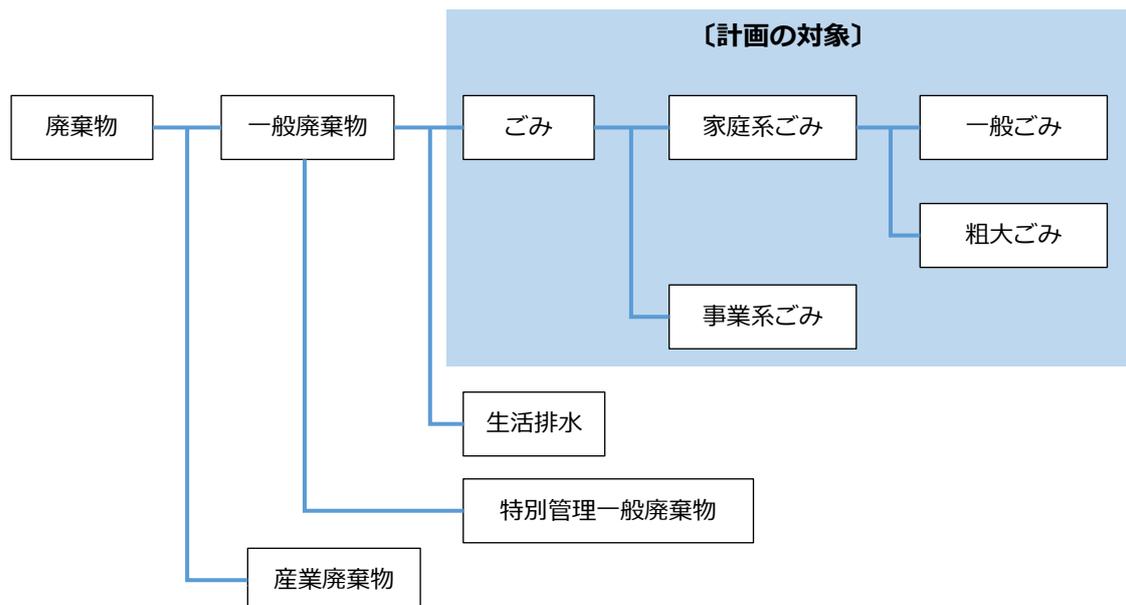
現在、世界では、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」のもと、様々な環境問題解決に取り組んでおり、廃棄物処理・資源循環の課題もその中のひとつです。国内においても新たにプラスチック資源循環・食品ロスに関する法律が制定されるなど、様々な取組が進められています。

本市では、新第6次寒河江市振興計画、環境基本計画、ごみ処理基本計画において、「循環型社会の形成」を目標に掲げ、廃棄物減量・3Rの普及啓発等の施策に取り組んできました。

この度、前計画が目標年度を迎えたことから、新たに定められた法律や計画、社会情勢及び本市の廃棄物処理の現状・課題を踏まえ、計画を改定するものです。

## 2 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物のうち、一般廃棄物の「ごみ」とします。



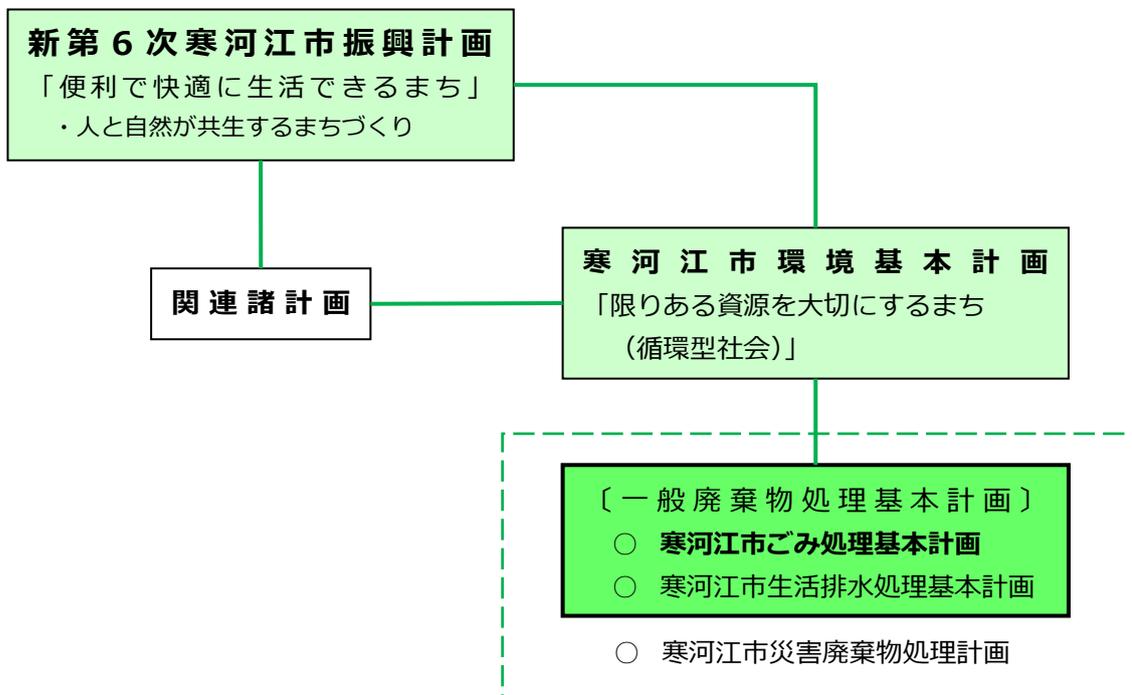
### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。  
 目標の達成状況を検証し、概ね5年後に見直しを行うこととします。

### 4 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物の「ごみ」の処理に関する長期的な計画であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定する「一般廃棄物処理基本計画」の一部と位置付けます。なお、「生活排水」の処理に関しては、「寒河江市生活排水処理基本計画」に定めています。

改定に際しては、「新第6次寒河江市振興計画」、「寒河江市環境基本計画」と整合・調整を図りました。



## 第2章 地域の概要

## 1 位置・地勢

本市は山形県のほぼ中央、村山盆地の西部に位置し、行政圏を構成する西村山地域の東部にあります。東南より北西に長方形を成しており、総面積は139.08 km<sup>2</sup>です。

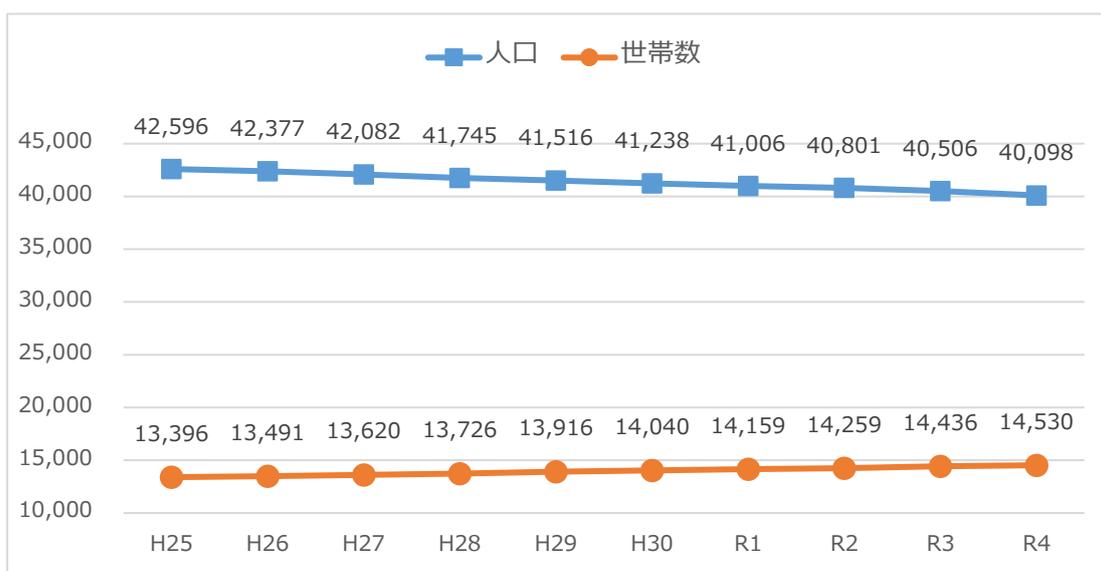
東に奥羽山脈、西に朝日連峰と月山が眺望できる、優れた自然景観、環境に恵まれています。北端には村山市と大蔵村との境界を成す葉山を有し、市平野部の北部を流れる寒河江川と南部から東部を流れる最上川が市の北東部で合流しています。

## 2 人口・世帯数

本市の人口推移をみると、令和4年10月1日現在の人口は40,098人であり、平成25年から約2,500人減少しています。

世帯数の推移をみると、令和4年10月1日現在の世帯数は14,530世帯であり、平成25年から約1,100世帯増加しています。

※ 国の一般廃棄物実態調査では、10月1日現在の人口を用いて算出しており、本計画においてもこの数値を基準とします。



### 3 産業

本市における事業所数、従業員数をみると、平成26年から令和3年で72事業所、427人減少しています。

令和3年における事業所数を産業第分類別にみると、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「建設業」、「製造業」の順に多くなっています。従業員数をみると、「製造業」、「卸売業、小売業」、「医療、福祉」の順に多くなっています。

産業大分類	平成26年		令和3年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	2,075	20,625	2,003	20,198
第1次産業				
農林漁業	13	104	19	194
第2次産業				
鉱業、採石業、砂利採取業	2	27	1	26
建設業	239	1,754	222	1,747
製造業	240	6,064	209	5,306
第3次産業				
電気・ガス・熱供給・水道業	5	129	3	47
情報通信業	6	78	5	8
運輸業、郵便業	40	941	40	995
卸売業、小売業	463	3,161	435	3,358
金融業、保険業	31	352	22	325
不動産業、物品賃貸業	65	328	60	255
学術研究、専門・技術サービス業	63	380	70	406
宿泊業、飲食サービス業	244	1,323	243	1,164
生活関連サービス業、娯楽業	259	852	234	718
教育、学習支援業	59	741	61	745
医療、福祉	158	2,193	168	2,678
複合サービス事業	23	591	22	472
サービス業（他に分類されないもの）	147	1,058	170	1,147
公務（他に分類されるものを除く）	18	549	19	607

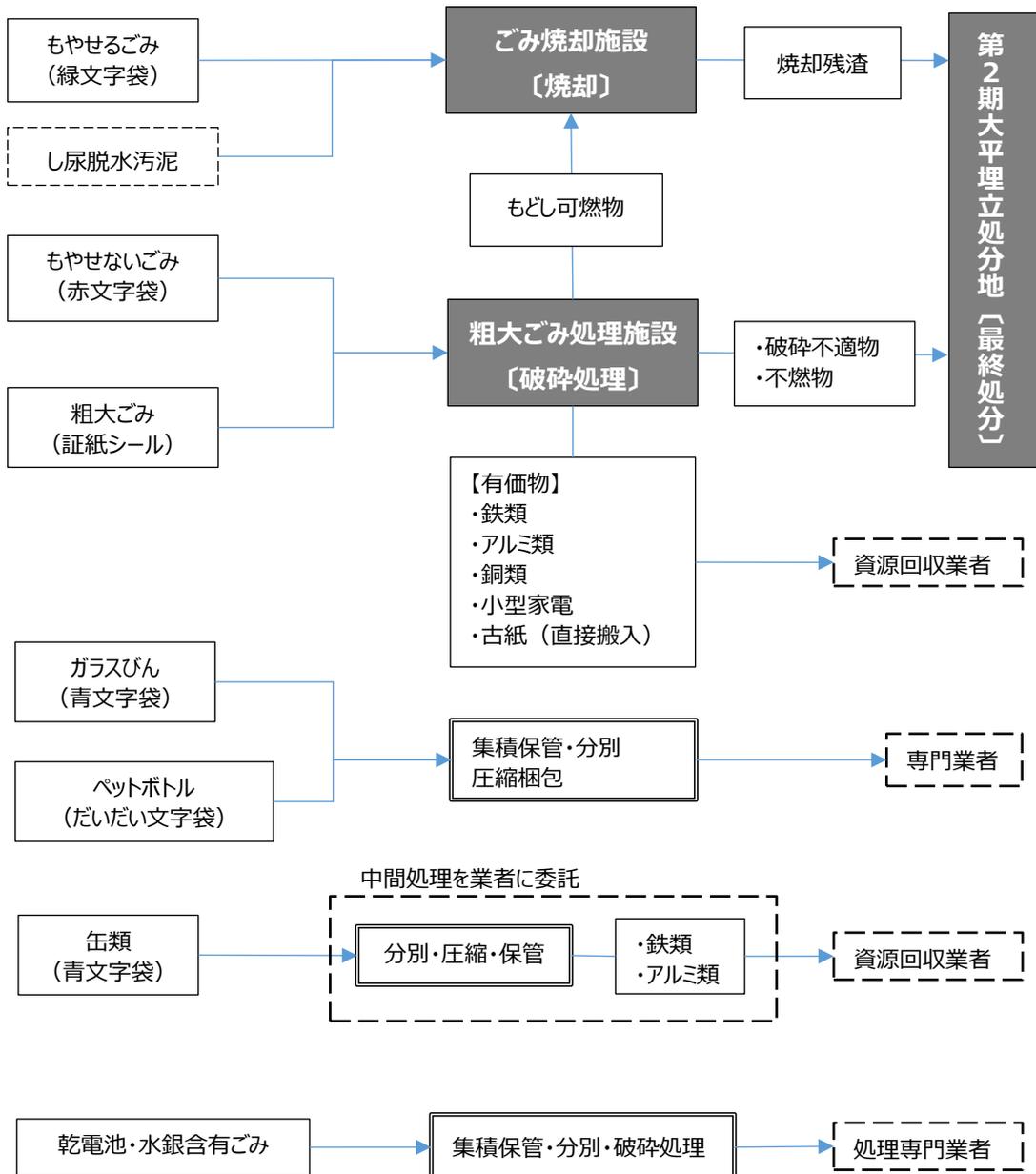
（出典：経済センサス）

## 第3章 ごみ処理の現状と課題

# 1 ごみ処理の現状

## (1) 一般廃棄物の処理体系

寒河江市では次のとおり、一般廃棄物を処理しています。



## (2) 一般廃棄物の中間処理

本市の一般廃棄物は、大江町、朝日町及び西川町とともに寒河江地区クリーンセンターで共同処理を行っています。「もやせるごみ」は焼却処理をし、「もやせないごみ」・「粗大ごみ」は大型機械で破碎後に鉄、アルミ等5種に選別し、再資源化可能なものについてはリサイクルを行っています。「ガラスびん」・「ペットボトル」はセンター内で分別・保管をしており、「缶類」・「乾電池・水銀含有ごみ」は処理を業者に委託しています。

### 〔中間処理施設の概要〕

名称： 西村山広域行政事務組合 寒河江地区クリーンセンター  
所在地： 寒河江市大字日田字平田 232 番地  
敷地面積： 約 27,300 m<sup>2</sup>

#### ①ごみ焼却処理施設

施設規模： 焼却炉（50t/24h） 2 炉  
建設年度： 平成 13 年 3 月完成  
処理概要： ・もやせるごみ及びもやせないごみ・粗大ごみのもどし可燃物を焼却  
・ペットボトルの圧縮梱包  
・し尿処理施設からの脱水汚泥を焼却

#### ②粗大ごみ処理施設

施設規模： 破碎機（30t/5h） 1 基  
建設年度： 平成 2 年 3 月完成  
処理概要： もやせないごみ及び粗大ごみを破碎し、もどし可燃物や資源に選別

#### ③リサイクル関連施設

施設規模： 保管施設（2 階建、延べ床面積 197.93 m<sup>2</sup>） 1 棟  
建設年度： 平成 7 年 10 月完成  
処理概要： ガラスびんの分別、保管

### (3) 一般廃棄物の最終処分

本市の一般廃棄物の最終処分については、寒河江地区クリーンセンターの「第2期大平埋立処分地」において、覆土材によるセル&サンドイッチ方式で埋立処分を行っています。埋立対象物は、「もやせないごみ」・「粗大ごみ」の破碎処理後の不燃物、「もやせるごみ」を焼却処理した際に生じる焼却残渣となっています。

現在稼働している処分地は、令和12年度で埋立満了となる予定です。

名 称： 第2期大平埋立処分地  
所在地： 寒河江市大字白岩字大平 1719 番地 1  
建設年度： 平成 28 年 3 月完成  
埋立面積： 9,200 m<sup>2</sup>  
埋立容量： 約 55,000 m<sup>3</sup>  
埋立量（令和5年4月） 18,933.8 m<sup>3</sup>  
残容量（令和5年4月） 32,539.1 m<sup>3</sup>  
埋立方式： 覆土材による埋立（セル&サンドイッチ方式）  
埋立対象物： 不燃物及び焼却残渣 等

(4) 一般廃棄物の収集

粗大ごみを除く家庭系ごみについては、「ステーション方式」により、市が委託した業者が収集運搬を行っています。粗大ごみについては、事前に申込があった分を委託業者が戸別収集しています。事業系ごみについては、事業者が直接搬入するか市が許可した収集業者に依頼することとなっています。

家庭系ごみの集積所設置については、約20戸に1カ所の割合を原則としています。町会等が設置の申請をし、市が地域の実情や収集経路、安全面を確認し承認しています。

収集の形態やごみ集積所設置状況は次のとおりです。

○ 収集形態

	もやせるごみ	もやせないごみ	ガラスびん	缶類	ペットボトル	乾電池 水銀含有ごみ	粗大ごみ
指定袋	緑文字	赤文字	青文字		だいたい文字		
収集回数	週2回	月1回	月1回	月1回	月1回	年6回	年4回
収集方式	ステーション方式						戸別収集
収集時間	午前8時から午後4時まで						

○ ごみ集積所設置状況

地区	寒河江	南部	西根	柴橋	高松	醍醐	白岩	三泉	合計
設置数	545	102	95	104	46	23	65	28	1,008

(5) 一般廃棄物収集運搬業等許可業者

本市の令和6年3月時点の一般廃棄物収集運搬業等の許可業者数は下表のとおりとなっており、現在許可業者は充足されています。

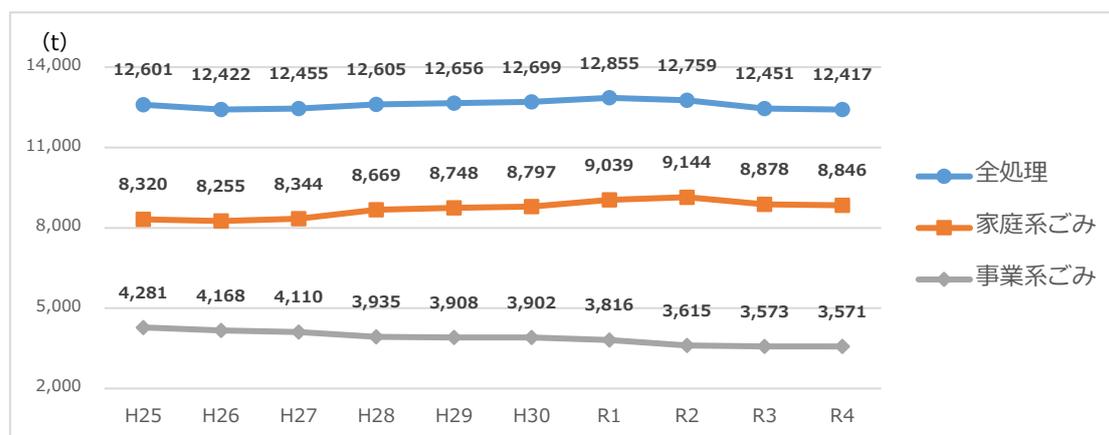
名称	許可業者数
一般廃棄物収集運搬業許可（ごみ）	14
一般廃棄物収集運搬業許可（し尿）	2
一般廃棄物処分業許可	2
浄化槽清掃業許可	9

(6) 一般廃棄物排出量の推移

本市の家庭系ごみ排出量の推移をみると、増加傾向にあり、令和4年度の排出量は8,846トンと平成25年度から約500トン増加しています。

事業系ごみ排出量の推移をみると、減少傾向にあり、令和4年度の排出量は3,571トンと平成25年度から約700トン減少しています。

ごみ全排出量の推移をみると、増減はあるものの、10年間で大きな変化はみられません。



(7) 家庭系ごみの排出状況

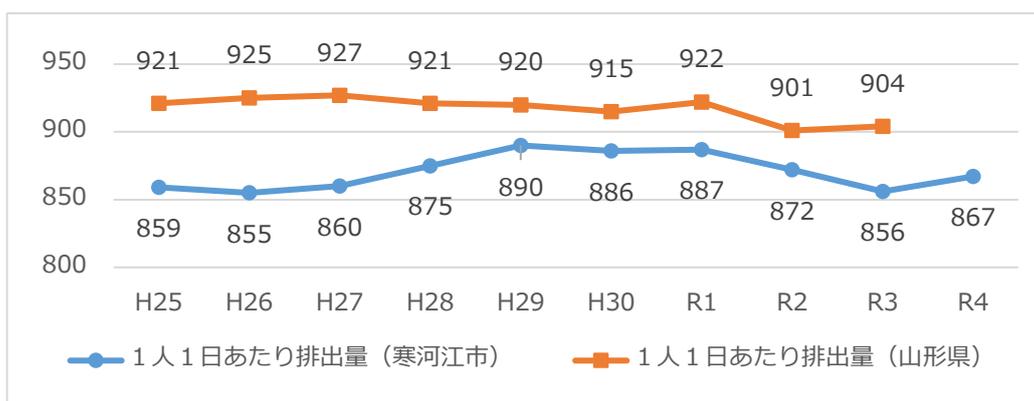
家庭系ごみの排出内訳をみると、「もやせるごみ」、「もやせないごみ」、「粗大ごみ」は増加傾向にあり、「ガラスびん」、「缶類」、「ペットボトル」は減少しています。平成28年度より「その他プラ」が「もやせるごみ」に変更となっていますが、その分を考慮しても、「もやせるごみ」の令和4年度排出量は7,580トンと平成25年度から462トン増加しています。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
もやせるごみ	6,476	6,529	6,510	7,284	7,376	7,377	7,651	7,720	7,570	7,580
もやせないごみ	296	326	348	486	489	535	531	476	445	444
粗大ごみ	393	319	389	360	349	436	441	551	478	445
ガラスびん	283	272	283	329	296	282	263	248	238	235
缶類	116	111	114	109	119	99	88	83	79	76
ペットボトル	104	102	104	92	109	60	56	56	57	57
廃乾電池 水銀含有ごみ	10	7	10	10	9	9	9	10	10	10
その他プラ	642	589	588	(H28よりその他プラはもやせるごみへ分別変更)						
合計	8,320	8,255	8,344	8,669	8,748	8,797	9,039	9,144	8,878	8,846

(8) 1人1日あたりのごみ排出量

本市の1人1日あたりのごみ排出量の推移をみると、平成26年度から29年度までは増加していましたが、その後は減少傾向が続いており、10年間で大きな変化はみられません。

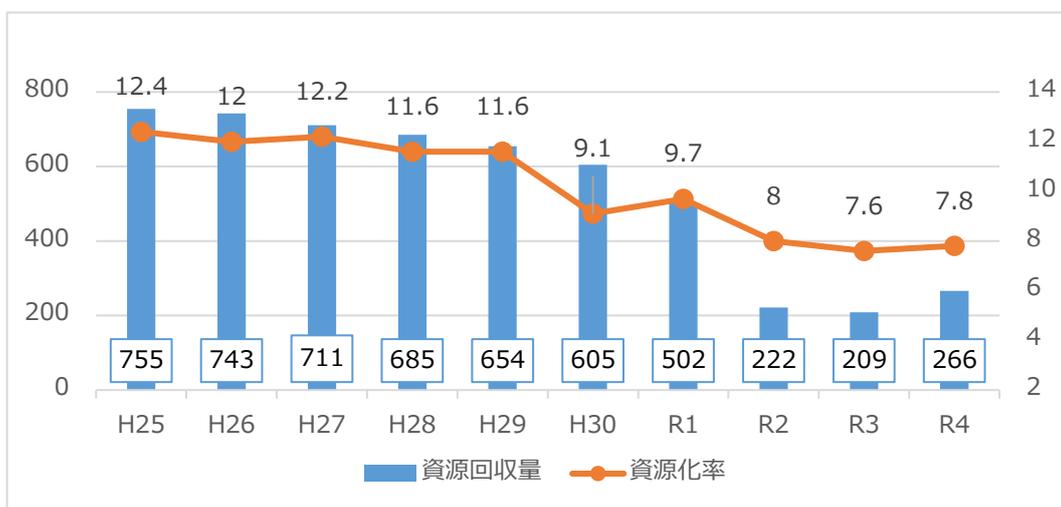
※ 1人1日あたりごみ排出量 = ごみ全排出量 ÷ 人口(10月1日現在) ÷ 年間日数



(9) 集団資源回収量・資源化率の推移

本市の集団資源回収量の推移をみると、令和元年度までは年々減少し、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、大幅に減少しています。また、集団資源回収量の減少に伴い、資源化率も減少しています。

※ 資源化率 =  $\frac{\text{クリーンセンターにおける資源化量} + \text{集団資源回収量}}{\text{ごみ全排出量} + \text{集団資源回収量}}$



## 2 ごみ処理の課題

### (1) 家庭系もやせるごみの減量

人口は年々減少していますが、家庭系ごみの排出量は増加しており、その主なものは「もやせるごみ」となっています。世帯数の増加やインターネット通販の普及拡大などが要因と推測され、今後も世帯数の増加や維持が予想されることから、減量化の施策に取り組まなければ更なる増加の可能性があります。

家庭系もやせるごみは、紙、布類、プラスチック、生ごみといった日々の生活の中で排出されるものです。一人ひとりの減量化に対する意識啓発や食品ロス削減などの取組を、継続・強化していく必要があります。

### (2) 資源回収量の増加

本市の環境基本計画の目標値でもある資源化率を向上するには、資源ごみ回収量及び集団資源回収量の増加が必要です。集団資源回収量はコロナ禍前に比べ 300~400 トン減少しています。スーパーマーケットの店頭回収利用機会増加など、社会状況の変化もみられますが、実績をみれば多くの回収可能な資源があると考えられます。

集団資源回収については、少子化などの影響で、学校 PTA や子ども会での実施が困難になるなど、様々な課題もでてきています。集団資源回収実施の維持・増加に向けた取組の推進が必要です。

### (3) 適正処理の推進

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が施行され、市町村は「プラスチック使用廃棄物」の分別収集、再商品化が求められていますが、本市は「容器包装プラスチック」も含め、現在対応できていない状況です。対応するためには、処理施設の整備、新たな分別基準の策定、市民・事業者への周知などの課題があります。

プラスチックを含めた廃棄物の適正処理に向けて、西村山広域行政事務組合や他町、市民・事業者と連携し取組を推進する必要があります。

## 第4章 計画の目標

## 1 基本目標

本市では、新第6次寒河江市振興計画及び環境基本計画において、循環型社会の形成を目標としています。本計画においても、基本目標を次のように設定し、施策を進めていきます。

### 基本目標 「限りある資源を大切にすまち（循環型社会）」

廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行が必要となっています。本市においても廃棄物処理の課題を有しており、これまで以上に市全体で対応していく必要があります。ごみ減量化やリサイクル、廃棄物適正処理の推進などの施策により、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

## 2 目標値

本市の環境基本計画では「1人1日あたりごみ排出量」・「資源化率」を指標としています。本計画においても同じ指標を用いて、環境基本計画の目標の延長となる「794g (R15)」・「12.4% (R15)」を目標値と設定します

さらに本計画では、ごみ排出量の大きな部分を占めている「家庭系もやせるごみ」を指標とします。ごみ排出量を減少させるためには、家庭系もやせるごみ排出量を減少させる必要があります。1人1日あたりごみ排出量の目標達成に必要な「6,580t (R15)」を目標値と設定します。

指標	基準値	目標値	備考
ごみ排出量 (1人・1日あたり)	867g (R4)	794g (R15)	環境基本計画目標値 800g (R14)
家庭系もやせるごみ	7,580t (R4)	6,580t (R15)	
資源化率	7.8% (R4)	12.4% (R15)	環境基本計画目標値 12% (R14)

※ ごみ排出量 (1人・1日あたり) の削減目標 73g の目安は、「ご飯 茶碗半分」です。

## 第5章 施策の展開

# 1 ごみ減量化とリサイクルの推進

## (1) 3R・ごみ減量化の推進

循環型社会の形成においては、ごみの発生抑制・減量化が最も重要であり、その上で再使用・再利用を推進する必要があります。一人一人が3Rを意識して活動することにより、ごみ減量化とリサイクルの推進を図ります。

### ① 3R・ごみ減量化の普及啓発

- 市報・ホームページによる周知や衛連だよりへの掲載など、市内全域への定期的な情報発信に取り組みます。
- 市のごみ減量目標や排出実績、効果的な取組について情報発信します。
- 3Rの取組を市内全体に広げるため、学習会や出前講座の実施を継続・拡大します。
- 施設見学や定期的な出前講座の実施など、小中学校での学習機会を拡大します。

### ② 食品ロス削減

- 家庭での食材使い切りや計画的な買い物等の普及啓発に取り組みます。
- フードバンク・フードドライブ活動に関する情報発信や、実施団体との連携により活動を推進します。
- 3010（さんまるいちまる）運動<sup>\*</sup>や食べ残しの持ち帰り推進など、会食や外食時の食品ロス削減の普及啓発に取り組みます。

※3010運動：宴会や会食において、最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむ時間とし、食べ残しを減らす運動。

### ■家庭系・事業系ごみに対する取組

家庭系	・簡易包装された商品や分別しやすい商品を購入する。
	・買い物時は必要性を考え、無駄な物を購入しないようにする。
	・生ごみを捨てる際には、水切りをしてごみの減量化を図る。
	・冷蔵庫を整理する、食べられる量を作るなど、食品ロス削減を徹底する。
事業系	・廃棄物の発生量を把握し、3Rを考慮した事業活動に努める。
	・グリーン購入法適合製品など、環境に配慮した製品を購入する。
	・飲食店において、3010運動の推進や食べ残しの持ち帰りに対応するなど、食品ロス削減を図る。


 スリーアール  
**3 R**

## ○ 3R とは？

3Rとは、リデュース（**Reduce**）、リユース（**Reuse**）、リサイクル（**Recycle**）の3つのRの総称です。

<b>リデュース (Reduce)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Reduce は「<b>減らす</b>」の意味</li> <li>・ ごみの量をできるだけ少なくすること</li> <li>・ 製品を作るときに使う資源の量を少なくしたり、耐久性を高めたりする事業活動も含まれる</li> </ul>
〔身近な取組〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイバッグ・マイボトルの利用</li> <li>・ 野菜の皮等もできるだけゴミにしない</li> <li>・ 外食時は食べきれる分だけ注文し、残ったら持ち帰る 等</li> </ul>
<b>リユース (Reuse)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Reuse は「<b>また使う</b>」の意味</li> <li>・ ものを捨てずに繰り返し使うこと</li> <li>・ 古本屋等の中古販売（リサイクルショップ）も含まれる</li> </ul>
〔身近な取組〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使わなくなったものを欲しい人に譲る</li> <li>・ 洗浄し繰り返し利用できる商品を購入する 等</li> </ul>
<b>リサイクル (Recycle)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Recycle は「<b>再循環</b>」の意味</li> <li>・ ごみとなったものを<b>資源として再利用</b>し、別の製品にすること</li> <li>・ 例えば、古紙から再生したトイレットペーパー等</li> </ul>
〔身近な取組〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペットボトルや古紙等の資源ごみを一般ごみと分別する</li> <li>・ 家電は業者に引き取ってもらう</li> <li>・ エコマーク商品やリサイクル商品を選んで購入する</li> </ul>

## ○ 3R の優先順位

**1位「リデュース」 2位「リユース」 3位「リサイクル」**

※ ごみを出さなければ（リデュースすれば）、リユース、リサイクルする必要はない。

・ 1位はリデュース。ごみは焼却するにせよ再加工するにせよ、処理するときにもエネルギーを使い **CO<sub>2</sub>を排出**します。処理施設の維持・管理にも大きな費用が必要です。

・ リデュース、リユースによりごみを出さないことが大切です。どうしてもごみとして出すものは、分別して資源を再利用しましょう。



## 食品ロス

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことを言います。食品ロスは生産・輸送・処分に**余分なエネルギーを要し**、環境へ悪影響を与えます。

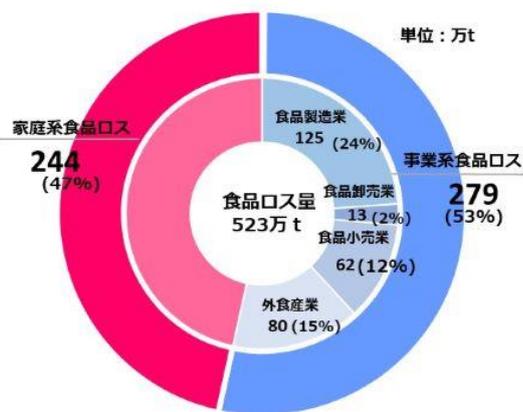
食品ロスは国内で**年間 523 万 t**（令和3年度推計値）発生しており、**日本人 1 人当たり**にすると**年間約 42kg**、**1日約 114g**になります。これは日本人 1 人当たりが**毎日茶碗 1 杯分のご飯を捨てている**のと近い量になります。

食品ロスは、**47%が家庭から**、**53%が事業活動から**発生しています。食品ロスを減らすためには、家庭での取組に加え、食品販売店や飲食店での取組も必要となります。

食品ロスの削減は、食料資源の有効活用の他に、地球温暖化の抑制にもつながります。一人一人が常に意識をして、食品ロス削減に取り組みましょう。

### 〔食品ロス削減に向けた取組例〕

- 買い物前に冷蔵庫を確認し、必要な分だけ買う。
- 棚の手前にある商品を買う。「手前取り」
- 食べきれない分は下処理、小分け保存等して長持ちさせる。
- 食べきれぬ量を作る。
- 飲食店では食べきれぬ量を注文し、残してしまった場合は持ち帰りを検討する。
- 宴会や会食において、最初の 30 分間と最後の 10 分間は料理を楽しむ。「3010運動」



国民 1 人当たり食品ロス量

**1日 約114g**

※ 茶碗約1杯のご飯の量(約150g)に近い量

**年間 約42kg**

※ 年間1人当たりの米の消費量(約51kg)に近い量



資料：総務省人口推計(2021年10月1日)  
令和2年度食料需給表(確定値)

出典) 環境省 HP

## (2) 集団資源回収等の推進

資源化率を上昇させるためには、日ごろの集積所による資源ごみの回収の他に、集団資源回収や店頭回収等の活動が効果的です。資源回収活動の実施継続・拡大や店頭回収の利用促進の取組を推進します。

### ① 集団資源回収の推進

- 実施地域、回数を維持・増加するため、学校 PTA や地域に対し、連携強化に向けた働きかけや先進的な取組事例を情報共有します。
- 奨励補助金や市報・ホームページによる広報などにより、実施団体への支援を継続します。
- 市と事業者が連携した資源回収を継続・拡充します。

### ② 店頭回収等の利用促進

- 市報や衛連だよりにより、スーパー等の店頭回収情報を定期的に発信します。
- 市役所における、使用済小型家電・インクカートリッジ回収を継続実施します。
- 店頭回収・ステーション回収の状況を把握・整理し、今後の資源ごみの回収方法について検討します。

### ③ リユースの推進

- リサイクルショップやフリマアプリに関する情報を発信し、活用を促進します。

#### ■ 家庭系・事業系ごみに対する取組

家庭系	・ 集団資源回収の日程を把握し、積極的に活用する。
	・ 食品トレーや紙パック、ペットボトル、段ボールなどは、スーパー等の店頭回収を利用する。
	・ 家庭で不要になった家具や家電などは、リサイクルショップを活用する。
事業系	・ リサイクル可能な紙類などは分別し、資源回収業者等へ引き渡す。
	・ 使用済電気製品などは、廃棄せず適正な回収業者へ引き渡す。

## 2 廃棄物適正処理の推進

ごみの分別・適正処理は、ごみの減量化や資源化の他、処理エネルギーの減少や環境負荷軽減に繋がります。一人一人のごみ分別・適正処理の意識向上に向けた取組を推進します。また、プラスチック廃棄物の適正処理に向けて、処理施設の整備を検討します。

### ① 適正処理の普及啓発

- ごみ分別冊子の改訂やアプリ活用の促進、定期的な情報発信などを行い、ごみの適正処理の普及啓発を図ります。
- 分別基準を変更した際には、適正な分別に対応するため、市民・事業者への周知徹底を図ります。

### ② 廃棄物処理施設の整備

- 環境負荷の軽減や新たなごみ分別に対応するため、西村山広域行政事務組合、他町と連携し、寒河江地区クリーンセンター処理施設の整備を検討します。

### ③ 適正な収集・運搬等の推進

- 一般廃棄物収集運搬業等については、地域や社会状況の変化を把握し、適切に許可・指導を行います。
- 効率的、安全な収集・運搬を維持するため、適正なごみ集積所の設置・維持管理を促進します。

#### ■ 家庭系・事業系ごみに対する取組

家庭系	・ごみ分別冊子等を確認し、適正に分別・処理する。
	・家電リサイクル法対象品目等の一般廃棄物として処理できないものを把握し、適正に処理する。
	・違法な不用品回収業者等を利用しない。
事業系	・管理責任者を配置するなど、処理管理体制を構築し、適正に分別・処理する。
	・一般廃棄物と産業廃棄物を適正に区分し、排出・処理する。



## プラスチック問題

プラスチックの**生産量・廃棄量**は世界的に**増大**しており、1950年以降生産されたプラスチックは83億トンを超え、63億トンがごみとして廃棄されたと言われています。現状のペースでは2050年までに**250億トンのプラスチックごみ**が発生し、**120億トン以上**のプラスチックが**埋立・自然投棄**されると予測されています。

プラスチックは便利で使いやすいものですが、資源循環の分野では、海洋に流出した**海洋プラスチックごみ**が**世界的な課題**となっています。海洋生物がプラスチックごみに絡まったり、誤って食べたりするなどの生態系への悪影響や、海岸がプラスチックごみで埋め尽くされることによる景観の悪化・観光業の収入減少など、様々な問題を引き起こしています。近年は、**マイクロプラスチック**（5mm以下のプラスチック）が海洋生物の体内に蓄積され、それを食べた人の健康に悪影響を及ぼすことも懸念されています。

2050年には海洋中のプラスチックのごみの重量が魚の重量を超えるとの試算もされています。

海洋プラスチックごみの大部分は、**内陸部で発生したごみ**が河川を経て海域に流出したものです。山形県においても、**庄内海岸**に大量のごみが漂着しており、その**7割以上は内陸部の生活系ごみ**と考えられています。

プラスチックはたいへん便利なものであり、事業活動や生活に欠かすことはできません。使い終わったプラスチックは、一人一人が適切に管理し、リサイクル・適正処理に取り組むことが大切です。



庄内海岸の海岸漂着物



### 寒河江地区クリーンセンター

- 寒河江市のごみは「**寒河江地区クリーンセンター**」で処理されています。
- クリーンセンターは「**西村山広域行政事務組合**」で運営しており、1市3町（寒河江市、大江町、朝日町、西川町）で運営費用を分担しています。
- ごみの処分には、**処理施設や埋立処分場の整備・更新が必要で、大きな費用**を要します。
- ごみの減量化・リサイクルの推進は、環境負荷の軽減の他に、**費用の削減、施設の延命化**につながります。

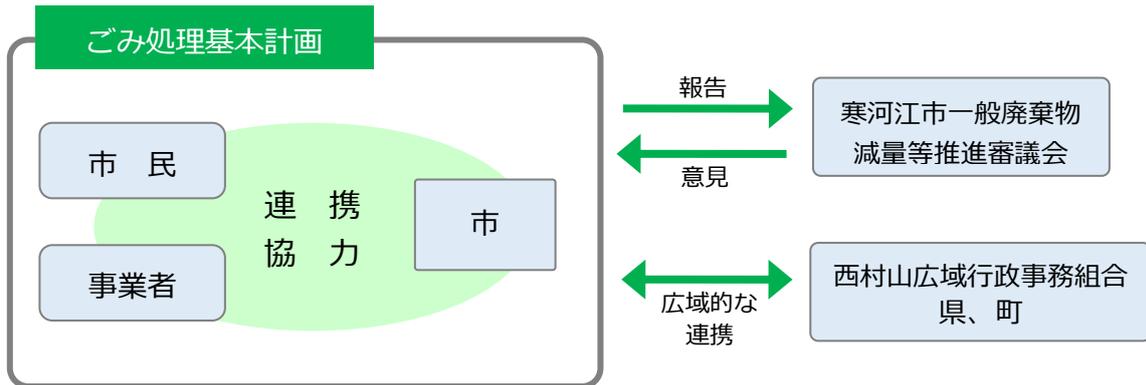
業 務	内 容
ごみ焼却処理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もやせるごみ、可燃性粗大ごみ、し尿脱水汚泥を焼却処理している。</li> <li>・50トン×2炉、24時間100トンの処理能力を有している。</li> </ul>
埋立処分業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰とリサイクル不可能な粗大ごみを埋立処分している。</li> <li>・平成28年度から<b>第2期大平埋立処分地</b>を稼働。</li> </ul>
粗大ごみ処理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もやせないごみ、粗大ごみを粉碎し、鉄、アルミニウム、プラスチック、可燃物、不燃物の5種に分別している。</li> <li>・<b>資源になるごみのリサイクル</b>を推進し、埋立処分の減量、埋立処分地の<b>延命化</b>を図っている。</li> </ul>
資源ごみ処理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き缶、ガラスびん、ペットボトルは、業者に委託しリサイクルを行っている。</li> <li>・小型家電類は、業者に売却しリサイクルを行っている。</li> </ul>
し尿処理業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水施設汚泥を処理している。</li> </ul>
火葬業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒河江地区斎場を稼働している。</li> </ul>



## 第 6 章 進行管理

## 1 計画の推進体制

本計画を推進するため、西村山広域行政事務組合及び構成自治体、県と引き続き連携していきます。また、廃棄物の排出・処理の主体である、市民・事業者と連携・協力し、各施策に取り組んでいきます。



## 2 進行管理体制

本計画で定められた取組事項については、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返すPDCAサイクルにより、継続的な改善を図り効果的に進行管理を行っていきます。

取組の成果や進捗状況について、寒河江市一般廃棄物減量等推進審議会に報告し、同審議会の意見を踏まえて評価を行うとともに、推進方策等について検討します。

### ■ PDCA サイクルによる進行管理

